

交渉（全労働省労働組合神奈川支部）議事概要（平成24年7月19日）

神奈川労働局長（当局）は、平成24年7月19日（木）、全労働省労働組合神奈川支部長（全労働）と職員の処遇改善に係る交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

【全労働】

- 1 職員の賃金・昇格について改善を求めます。
- 2 非常勤職員の労働条件について改善を求めます。
- 3 定員削減や新規採用抑制による行政サービスの低下を防ぐため、労働者・国民の期待に応える労働行政体制の確立を求めます。
- 4 職場における職員のメンタルヘルスケアの推進を求めます。
- 5 退職手当の引き下げに反対し、適正な水準での支給を求めます。

【当局】

- 1 賃金・昇格については、職員の労働条件のうち最も重要な事項であり、現在の労働局の行政に期待され、求められている役割、業務の内容の重要性及びその困難性が従来にも増して高まっている状況を踏まえた適切なものでなければならないと考えている。このため、要求を切実なものとして受け止め、引き続き本省や関係機関への働きかけを行ってまいりたい。
- 2 非常勤職員は、常勤職員とともに第一線の業務を支えていただいているところであり、その処遇改善については、今後においても本省や関係機関に対して要望してまいりたい。
- 3 労働行政体制の確保は極めて重要な課題であると認識しており、神奈川局の実情を繰り返し訴えていくとともに、欠員の確実な補充や、業務簡素化などを一層進めてまいりたい。
- 4 心の健康づくり計画の実践や健康ヒアリング等を通じて、本人、所属、労

働局及び医師の連携のもと職員心の健康づくり及び活気のある職場づくりに取り組んでまいりたい。

- 5 退職給付は、退職後の職員及び家族の生活を支える原資となることから、適正な水準での支給が行われるよう、本省や関係機関に対して要望してまいりたい。